

令和4年3月八戸市議会定例会

提 出 議 案

3 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第 2 号	令和 4 年度八戸市一般会計予算	別冊
議案第 3 号	令和 4 年度八戸市自動車運送事業会計予算	別冊
議案第 4 号	令和 4 年度八戸市立市民病院事業会計予算	別冊
議案第 5 号	令和 4 年度八戸市下水道事業会計予算	別冊
議案第 6 号	令和 4 年度八戸市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 7 号	令和 4 年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算	別冊
議案第 8 号	令和 4 年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計予算	別冊
議案第 9 号	令和 4 年度八戸市学校給食特別会計予算	別冊
議案第10号	令和 4 年度八戸市駐車場特別会計予算	別冊
議案第11号	令和 4 年度八戸市中央卸売市場特別会計予算	別冊
議案第12号	令和 4 年度八戸市霊園特別会計予算	別冊
議案第13号	令和 4 年度八戸市介護保険特別会計予算	別冊
議案第14号	令和 4 年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計予算	別冊
議案第15号	令和 4 年度八戸市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第16号	令和 4 年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	別冊
議案第17号	令和 4 年度八戸市産業団地造成事業特別会計予算	別冊
議案第18号	令和 3 年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第19号	令和 3 年度八戸市自動車運送事業会計補正予算	別冊
議案第20号	令和 3 年度八戸市立市民病院事業会計補正予算	別冊
議案第21号	令和 3 年度八戸市下水道事業会計補正予算	別冊

議案第22号	令和3年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算	別冊
議案第23号	令和3年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正 予算	別冊
議案第24号	令和3年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会 計補正予算	別冊
議案第25号	令和3年度八戸市学校給食特別会計補正予算	別冊
議案第26号	令和3年度八戸市駐車場特別会計補正予算	別冊
議案第27号	令和3年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算	別冊
議案第28号	令和3年度八戸市霊園特別会計補正予算	別冊
議案第29号	令和3年度八戸市介護保険特別会計補正予算	別冊
議案第30号	令和3年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計 補正予算	別冊
議案第31号	令和3年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算	別冊
議案第32号	令和3年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特 別会計補正予算	別冊
議案第33号	令和3年度八戸市産業団地造成事業特別会計補正予 算	別冊
議案第34号	八戸市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者 につき同意を求めることについて	7
議案第35号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求 めることについて	9
議案第36号	八戸北インター第2工業団地造成（調整池地盤改良 工）工事請負の一部変更契約の締結について	13
議案第37号	市道路線の認定について	15
議案第38号	八戸市立市民病院事業利益剰余金の処分について	21
議案第39号	八戸ポータルミュージアム条例の一部を改正する条 例の制定について	23

議案第40号	八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第41号	八戸市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第42号	八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第43号	八戸市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第44号	八戸市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第45号	八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	35
議案第46号	八戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第47号	八戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第48号	八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第49号	八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第50号	八戸市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案第51号	八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	55
議案第52号	八戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	57
議案第53号	八戸市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第54号	八戸市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	61
議案第55号	包括外部監査契約の締結について	63

議案第34号

八戸市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
八戸市固定資産評価審査委員会の委員に別紙の者を選任することについて同意を求める。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

1人の委員の任期満了に伴う後任の委員を選任するため同意を求めるものである。

氏 名 安 藤 祥 吾

議案第35号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

2人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏 名 石 動 龍
慶 長 洋 子

議案第36号

八戸北インター第2工業団地造成（調整池地盤改良工）工事請負の一部変更契約の締結
について

八戸北インター第2工業団地造成（調整池地盤改良工）工事の請負について、別紙のように
一部変更契約を締結する。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

先に請負契約を締結した八戸北インター第2工業団地造成（調整池地盤改良工）工事につ
いて、設計変更により契約額を変更するためのものである。

契約額「221,305,700円」を「264,836,000円」に変更する。

議案第37号

市道路線の認定について
別紙のとおり市道路線の認定をする。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

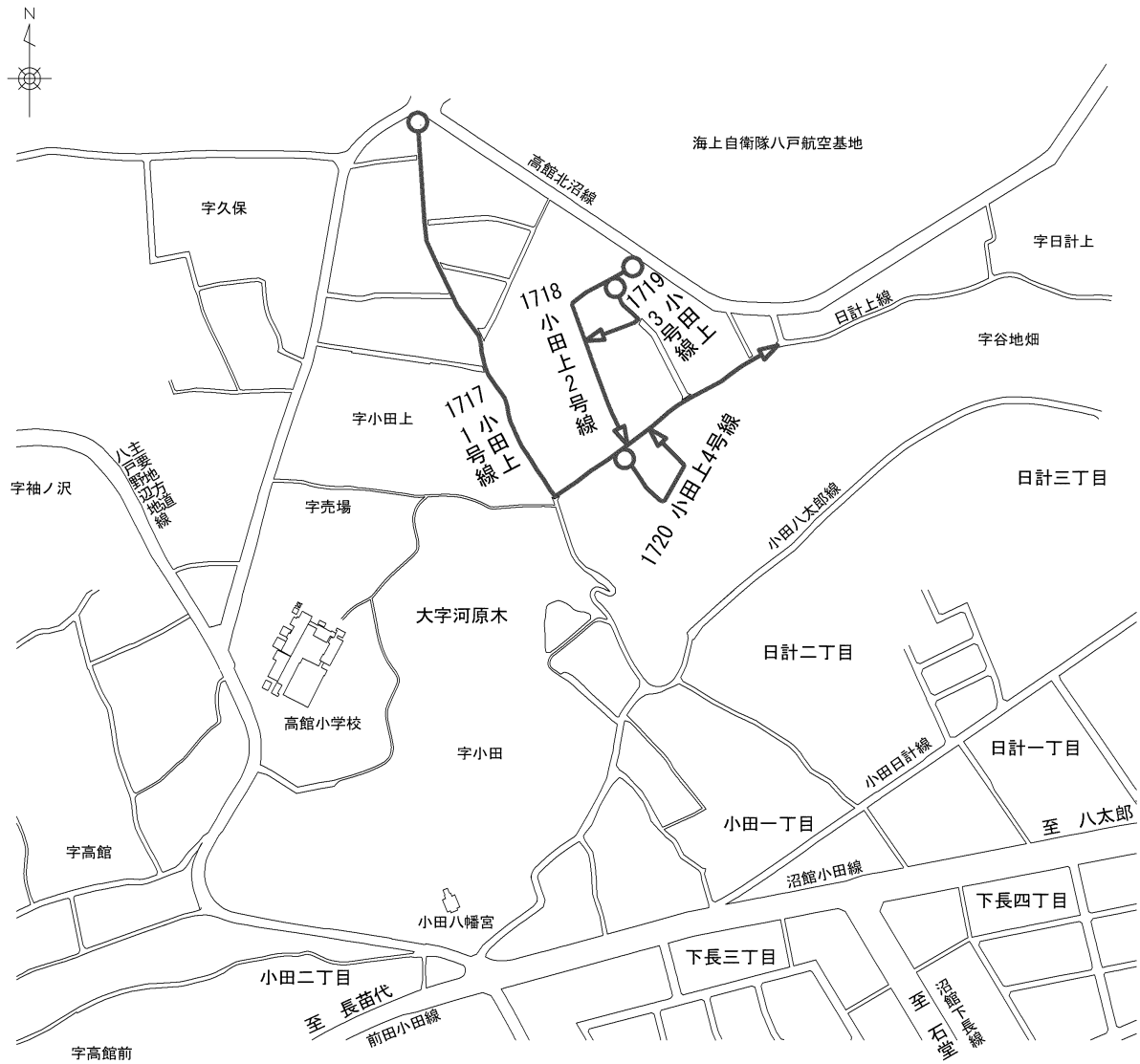
理 由

道路法第8条第2項の規定により、河原木地区、大久保地区及び長者地区における道路整備に伴う市道路線の認定をするためのものである。

路線の認定

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
小田上 1 号線	八戸市大字河原木字小田上27番51地先 市道高館北沼線分岐	
	八戸市大字河原木字小田上 4 番 7 地先 市道日計上線	
小田上 2 号線	八戸市大字河原木字小田上 9 番31地先 市道高館北沼線分岐	
	八戸市大字河原木字小田上 6 番地先 市道小田上 1 号線	
小田上 3 号線	八戸市大字河原木字小田上 9 番30地先 市道小田上 2 号線分岐	
	八戸市大字河原木字小田上 5 番76地先 市道小田上 2 号線	
小田上 4 号線	八戸市大字河原木字小田上 1 番 9 地先 市道小田上 1 号線分岐	
	八戸市大字河原木字小田上 1 番 9 地先 市道小田上 1 号線	
大塚 1 号線	八戸市大字大久保字大塚17番171地先 市道西ノ平大塚線分岐	
	八戸市大字大久保字大塚17番222地先 市道金吹沢大塚線	
大塚 2 号線	八戸市大字大久保字大塚17番169地先 市道西ノ平大塚線分岐	
	八戸市大字大久保字大塚17番778地先 市道大塚 1 号線	
大塚 3 号線	八戸市大字大久保字大塚17番173地先 市道西ノ平大塚線分岐	
	八戸市大字大久保字大塚17番196地先 市道金吹沢大塚線	
糠塚 8 号線	八戸市長者一丁目43番19地先 糠塚 7 号線分岐	
	八戸市長者一丁目43番154地先	

議案第37号付図



認定路線(河原木地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1717	小田上1号線	3.3~ 7.5	693.7
1718	小田上2号線	3.9~ 8.3	232.5
1719	小田上3号線	5.7~12.4	102.0
1720	小田上4号線	6.0~10.5	152.5

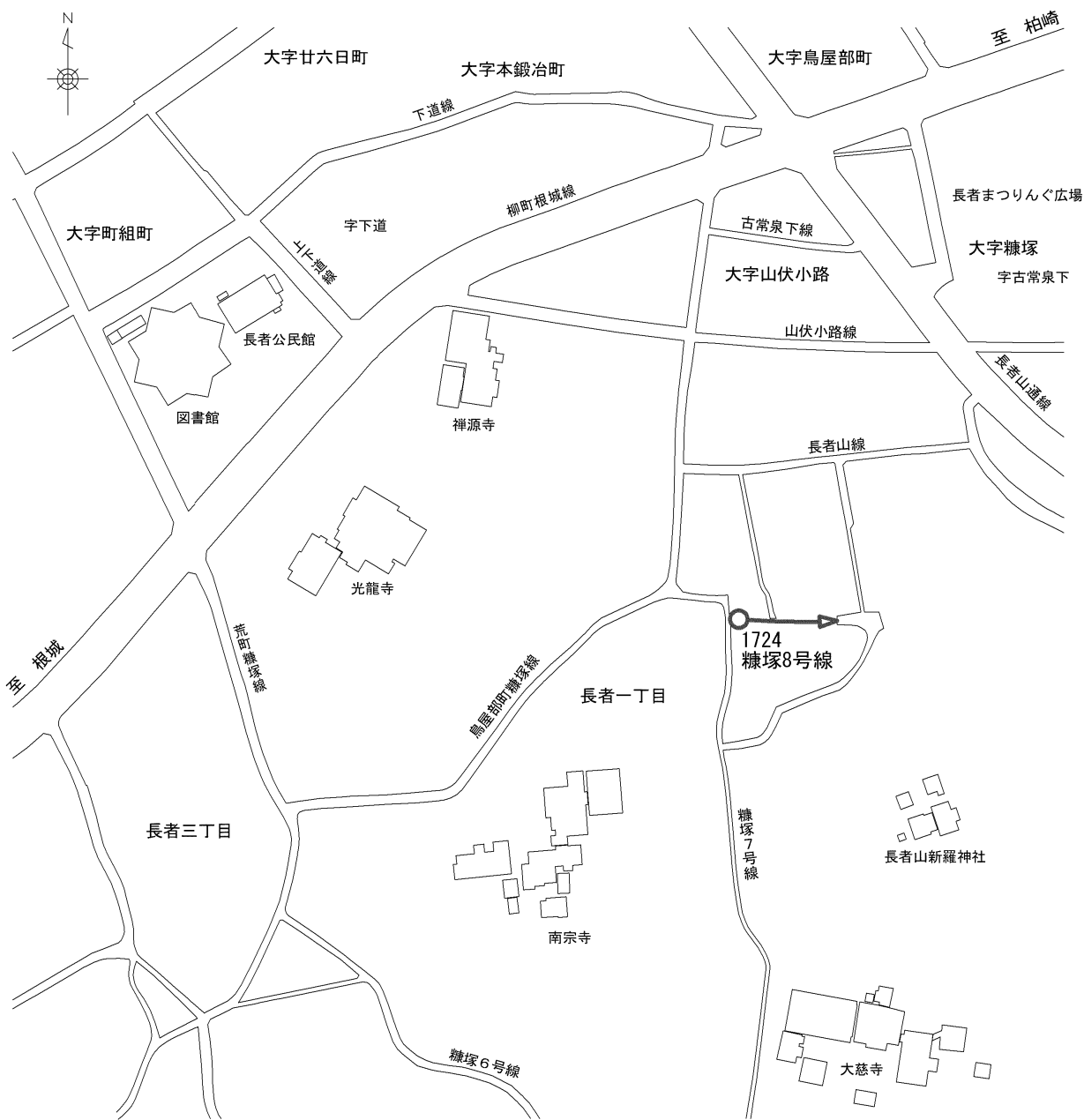
凡 例	
認定路線	
道路	



認定路線(大久保地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1721	大塚1号線	4.5~10.7	239.6
1722	大塚2号線	4.4~7.3	149.7
1723	大塚3号線	3.3~8.5	205.2

凡	例
認定路線	
道路	



認定路線(長者地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1724	糠塚8号線	3.3~5.9	52.6

凡 例	
認定路線	
道 路	

議案第38号

八戸市立市民病院事業利益剰余金の処分について
別紙のとおり令和2年度八戸市立市民病院事業未処分利益剰余金を処分する。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度八戸市立市民病院事業未処分利益剰余金の一部を一般会計に繰り出すためのものである。

1 当年度未処分利益剰余金	630,766,074円
2 利益剰余金処分額（一般会計繰出額）	235,000,000円
3 翌年度繰越利益剰余金	395,766,074円

議案第39号

八戸ポータルミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について
八戸ポータルミュージアム条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

カフェの使用料の引下げをし、テナントの基本使用料の納付方法について見直しをするとともに、八戸ポータルミュージアムアドバイザーボードを廃止するためのものである。

八戸ポータルミュージアム条例の一部を改正する条例

八戸ポータルミュージアム条例（平成22年八戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「前2項」を「使用者は、前2項」に、「及び」を「又は」に、「は、別表第1」を「のうち、別表第2及び別表第3」に、「売上歩合使用料を除き、前納しなければ」を「使用料等にあつては前納し、別表第1に定める使用料にあつては規則で定める期限までに納付しなければ」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、別表第2及び別表第3に定める使用料等について」を加える。

第17条を削り、第18条を第17条とする。

別表第1中

「					」
	カフェ	192,750円	月間売上額から2,409,520円を控除した額の100分の8に相当する額		を
					」
「					」
	カフェ	80,000円	—		に
					」

改める。

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第8条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の第8条第3項の規定は、令和4年4月1日以後の使用に係る同項に規定する使用料等について適用し、改正後の別表第1の規定は、同日以後の使用に係る同表に定める使用料について適用する。
- 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「八戸ポータルミュージアムアドバイザーボードの委員」を削る。

議案第40号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

まちの魅力創生ネットワーク会議及びスポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会を設置するとともに、復興計画推進市民委員会を廃止するためのものである。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の1 八戸市復興計画推進市民委員会の項を次のように改める。

八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議	若者及び女性が有する多様な情報を活用した魅力的なまちづくりに関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
--------------------	---

別表の1 八戸市体育施設整備検討委員会の項の次に次のように加える。

八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会	(1) 八戸市スポーツ推進計画について重要な事項の調査審議に関すること。 (2) スポーツによる人材育成、健康づくり及びまちづくりの推進に関し必要な事項について意見を述べること。
---------------------------	--

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「復興計画推進市民委員会」を「まちの魅力創生ネットワーク会議」に、「体育施設整備検討委員会の委員」を

「体育施設整備検討委員会の委員
スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会の委員」
に改める。

議案第41号

八戸市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

職員のサービスの宣誓の実施方法について見直しをするとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

八戸市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者（県費負担教職員にあっては「教育委員会」。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員にあっては、八戸市教育委員会。以下同じ。）に提出して」に改める。

別記様式中「㊤」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第42号

八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和し、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講ずるためのものである。

八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

八戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(7)を削り、同号ア(イ)中「第2条の3第3号及び第2条の4において」を「以下」に、「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(7)とし、(ウ)を(イ)とする。

第21条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第25条を第27条とし、第24条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第43号

八戸市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

公共用地取得事業特別会計を廃止するためのものである。

八戸市特別会計条例の一部を改正する条例

八戸市特別会計条例（昭和38年八戸市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第44号

八戸市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市奨学金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

連帯保証人及び保証人について見直しをするとともに、正当な理由なく奨学金を償還しない場合に償還期限の繰上げを行うためのものである。

八戸市奨学金条例の一部を改正する条例

八戸市奨学金条例（昭和30年八戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「連帯保証人及び保証人を1人ずつ」を「次の各号に掲げる志願しようとする奨学生の区分に応じ、当該各号に定める数の連帯保証人を」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 一般奨学金又は第1種特別奨学金に係る奨学生 2人

(2) 第2種特別奨学金に係る奨学生 1人

第15条中「奨学生であった者が奨学金の繰上げ償還を申し出たときは、その」を「教育委員会は、奨学生であった者又は連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の」に改め、「償還期限」の次に「（第2号において「償還期限」という。）」を加え、「償還する」を「償還させる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 繰上げ償還を申し出たとき。

(2) 正当な理由がなくて償還期限までに償還しなかったとき。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第2項及び第15条第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る奨学金について適用し、施行日前になされた申請に係る奨学金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第15条第1号の規定は、施行日以後の償還に係る奨学金について適用する。この場合において、施行日前になされた申請に係る奨学金に対する同条の規定の適用については、同条中「連帯保証人」とあるのは、「連帯保証人若しくは保証人」とする。

議案第45号

八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

中小企業・小規模企業の振興について基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めるためのものである。

八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例

太平洋に面する八戸市は、海から拓^{ひら}け、海とともに発展した日本有数の水産都市であるとともに、臨海部に大規模な工業地帯を有するなど北東北を代表する工業都市である。また、八戸港、東北縦貫自動車道八戸線、東北新幹線八戸駅などで広域交通網に接続された八戸市は、交通や物流における利便性を生かし、北東北を代表する産業経済拠点として発展を遂げてきた。

こうした八戸市の発展を支えてきたのは、市内企業の大多数を占める中小企業・小規模企業であり、これらの企業は、八戸市の産業及び経済並びに雇用の担い手として重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年、人口減少、少子高齢化、経済のグローバル化による競争激化など、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、さらには、地震や津波、洪水、土砂災害等の大規模な自然災害の頻発や、感染症の世界的な大流行等が中小企業・小規模企業の事業継続に大きな影響を及ぼしている。

このような状況の中で、将来にわたり八戸市が持続的な発展を遂げていくためには、中小企業者・小規模企業者が自らの創意工夫及び自主的な努力により経営基盤の強化及び経営の革新に努めるとともに、地域社会を構成する多様な主体が連携し、それぞれの役割に応じ、中小企業・小規模企業の振興に向けた取組を行うことが必要である。

ここに、中小企業・小規模企業の振興を市政の重要な柱の1つとして位置付けるとともに、地域社会が中小企業・小規模企業の重要性を共有し、一体となってその振興に取り組むため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）の振興について基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次に掲げる者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商

店街振興組合及び商店街振興組合連合会その他これらに類する団体

- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち、法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体 商工会議所、商工会その他の中小企業の振興に関係する団体であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業を営む者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を営む者及び信用保証協会であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校であって、市内に所在するものをいう。
- (7) 経営の革新 法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。
- (8) 創造的な事業活動 法第2条第3項に規定する創造的な事業活動をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 中小企業が本市経済の発展、雇用の創出等に寄与し、市民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえること。
- (2) 中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力が促進されること。
- (3) 本市が有する地域資源及び産業基盤の積極的な活用により、経営の革新及び創業並びに創造的な事業活動が促進されること。
- (4) 本市経済の循環の促進により、持続可能な地域社会の構築が図られること。
- (5) 小規模企業の活力が最大限に発揮されるよう、事業活動に資する環境が整備され、小規模企業の持続的な発展が図られること。
- (6) 市、中小企業関係団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が、中小企業者とともに相互に連携し、及び協力すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施する責務を有する。この場合において、市は、中小企業の実態を的確に把握するとともに、中小企業者の意見を聴き、適切に施策に反映するよう努めるものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民との連携及び協力に努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的及び社会的な環境の変化に対応するため、自らの創意工夫及び自主的な努力により、経営基盤の強化及び経営の革新に努めるものとする。

2 中小企業者は、市内における雇用機会の確保、人材の育成及び従業員の福利厚生の実施に努めるものとする。

3 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、市内において生産され、製造され、若しくは加工される物品又は提供されるサービスを積極的に利用するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

5 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業関係団体の役割)

第6条 中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業者に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、中小企業者が経営基盤の強化及び経営の革新を図るために行う取組に対する積極的な支援に努めるものとする。

2 中小企業関係団体は、創業及び事業承継を希望する者に対する積極的な支援に努めるものとする。

3 中小企業関係団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において中小企業が果たす役割の重要性についての理解を深めるとともに、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、市内において生産され、製造され、若しくは加工される物品又は提供されるサービスを積極的に利用するよう努めるものとする。

3 大企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要及び経営相談に対し適切に対応することにより、中小企業者の経営の改善及び向上が図られるよう支援に努めるものとする。

2 金融機関は、創業及び事業承継を希望する者に対する積極的な支援に努めるものとする。

3 金融機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第9条 大学等は、基本理念にのっとり、本市経済の発展に寄与する人材の育成に努めるとともに、中小企業者との連携による新商品及び新技術の研究並びにその成果の普及に努めるものとする。

2 大学等は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、市内において生産され、製造され、若しくは加工される物品又は提供されるサービスを積極的に利用するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の施策の基本方針)

第11条 市は、中小企業の振興に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 経営基盤の強化の促進を図ること。

(2) 地域資源及び産業基盤を生かし、経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。

(3) 販路拡大の促進を図ること。

(4) 人材の確保及び育成を支援すること。

(5) 事業承継の円滑化を図ること。

(6) 資金の供給の円滑化を図ること。

(7) 地産地消等の推進による本市経済の循環の促進を図ること。

(8) 中小企業者相互間又は中小企業者と中小企業関係団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民との間での連携及び協力の促進を図ること。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、経済的及び社会的な環境の変化による影響が特に大きい小規模企業者について、その事業の持続的な発展が図られるよう支援に努めるとともに、円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう配慮するものとする。

(受注機会の確保)

第12条 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、契約の透明性及び競争の公正性の確保並びに予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

(実施状況の公表)

第13条 市長は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(中小企業・小規模企業振興会議)

第14条 中小企業の振興を推進するため、八戸市中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

2 振興会議は、市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する基本的事項について調査審議し、その結果を答申する。

3 振興会議は、中小企業の振興に関する事項について必要があると認めるときは、市長に対して意見を述べることができる。

4 振興会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 中小企業関係団体の関係者

(3) 金融機関の関係者

(4) 中小企業の経営者

(5) 関係行政機関の職員

(6) 公募に応じた者

(7) その他市長が必要と認める者

5 前項の委員の定数は、15人以内とする。

6 前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営等について必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「魚菜小売市場使用者選考審査会の委員」を
「魚菜小売市場使用者選考審査会の委員
中小企業・小規模企業振興会議の委員」
に改める。

議案第46号

八戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

担当世帯数の多い民生委員の負担を軽減するため、民生委員の定数を増やすものである。

八戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例

八戸市民生委員定数条例（平成28年八戸市条例第55号）の一部を次のように改正する。
第2条中「530人」を「537人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

議案第47号

八戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

公衆浴場において男女の混浴を制限する年齢を引き下げるためのものである。

八戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

八戸市公衆浴場法施行条例（平成28年八戸市条例第82号）の一部を次のように改正する。
別表第1の8の項第13号中「10歳」を「7歳」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第48号

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、母子生活支援施設の長の資格について所要の改正をするとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第13条中「児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

第27条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表第13条の項中欄中「児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

議案第49号

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方税法等の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額するとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八戸市国民健康保険税条例（昭和30年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し及び第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第6条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「次号、第9条及び第24条」を「次号、第9条及び第24条第1項」に、「第3号、第9条及び第24条」を「第3号、第9条及び同項」に改める。

第16条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第24条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,450円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,750円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,200円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,050円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,750円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,500円

第24条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、

「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第24条」を「第24条第1項」に、「同条中」を「同項中」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第24条」を「第24条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条の見出し、第5条の見出し、第6条の見出し並びに第24条第1号ア及びイ、第2号ア及びイ並びに第3号ア及びイの改正規定並びに第24条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の八戸市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第50号

八戸市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

消防団員に支給する給与の区分の変更及び額の改定をするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市消防団条例の一部を改正する条例

八戸市消防団条例（昭和27年八戸市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「次の」を「別表第1から別表第3までに定める額の報酬及び」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、報酬及び手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第15条関係）

年報酬

職名	金額
団長	年額 82,500円
副団長	年額 69,000円
分団長	年額 50,500円
副分団長	年額 45,500円
部長	年額 37,000円
班長	年額 37,000円
団員	年額 36,500円（機能別団員にあっては、18,000円）

備考 在職年数が1年未満である者に支給する額は、在職月数を基礎として月割によって計算する。

別表第2（第15条関係）

出勤報酬

区分	金額
災害等出勤報酬	1回につき 8,000円
訓練出勤報酬	1回につき 1,500円
警戒出勤報酬	1回につき 1,500円
その他出勤報酬	1回につき 1,500円

備考

- 1 1回の出勤の時間が継続して24時間を超える場合は、24時間までごとに1回とする。
- 2 その他出勤報酬は、行事、会議等に参加した者に支給する。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第15条関係）

手当

区分	金額
賄手当	1食につき 800円
その他市長が必要と認める手当	市長が定める額

備考 賄手当は、団長の申請に基づき、市長が必要と認める場合に限り支給する。

別記様式中「㊦」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第51号

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に準じ、公務災害補償を受ける権利に係る担保の供与の制限に対する例外措置を廃止するためのものである。

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和31年八戸市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議案第52号

八戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

市民病院の医療体制の充実を図るため、市民病院の定数を増やすものである。

八戸市職員定数条例の一部を改正する条例

八戸市職員定数条例（昭和24年八戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。
別表中「1,020」を「1,140」に、「2,647」を「2,767」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第53号

八戸市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

銀杏公園ほか3公園を設置するためのものである。

八戸市都市公園条例の一部を改正する条例

八戸市都市公園条例（昭和40年八戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5に次のように加える。

銀杏公園	〃 東白山台二丁目21番地
ユリノ木公園	〃 西白山台二丁目10番地
トチノ木公園	〃 西白山台四丁目5番地
中沢巻目公園	〃 湊高台七丁目21番地

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第54号

八戸市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

都市計画法の一部改正に伴い、指定既存集落における開発行為等の許可の対象区域から災害危険区域等を除外するとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

八戸市開発行為等の許可の基準に関する条例（平成13年八戸市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削り、同条第5号中「既存集落で」を「既存の集落で」に、「ある集落」を「あるもの」に改め、同号を同条第4号とする。

第3条第3号中「係る土地の区域」の次に「（指定既存集落を除く。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 開発行為等に係る土地の区域（指定既存集落に限る。）に令第29条の9各号に掲げる区域を含まないこと。ただし、想定される災害に応じた安全上及び避難上の対策を講ずる場合は、この限りでない。

第4条第1項第1号エを削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 申請地の周辺の市街化調整区域に生活の本拠を有している者が建築する自己用住宅に係る開発行為等で、次のいずれにも該当するもの

ア 申請者は、当該市街化調整区域に通算10年以上生活の本拠を有している者であること。

イ 申請地は、当該市街化調整区域のうち建築物の建ち並びのある地域にあること。

第4条第1項第8号ウ中「第24条第3項の規定による協議を経た」を「第24条第1項に規定する」に改める。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第8号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第35条の2第1項又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の第3条第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第55号

包括外部監査契約の締結について
包括外部監査契約を別紙のとおり締結する。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結するためのものである。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和4年4月1日
- 3 契約額 11,913,000円を上限とする額
- 4 契約者
 - (1) 住所 青森県弘前市大字城南五丁目3番地21
 - (2) 氏名 鈴木 崇 大
 - (3) 資格 公認会計士

議案第56号

第7次八戸市総合計画を定めることについて
第7次八戸市総合計画を次のとおり定める。

令和4年2月21日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

第7次八戸市総合計画 別冊

理 由

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、総合的かつ計画的な市政運営を図ることを目的とした第7次八戸市総合計画を定めるためのものである。